

平成22年3月第23回互理町議会定例会会議録(第5号)

○ 平成22年3月11日第23回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に召集された。

○ 応招議員(20名)

1 番 小野 一雄	2 番 熊澤 勇
3 番 鞠子 幸則	4 番 相澤 久美子
5 番 渡邊 健一	6 番 高野 孝一
7 番 宍戸 秀正	8 番 安藤 美重子
9 番 鈴木 高行	10番 平間 竹夫
11番 佐藤 アヤ	12番 佐藤 實
13番 山本 久人	14番 熊田 芳子
15番 安田 重行	16番 永浜 紀次
17番 高野 進	18番 島田 金一
19番 安細 隆之	20番 岩佐 信一

○ 不応招議員(なし)

○ 出席議員(20名) 応招議員に同じ

○ 欠席議員(なし) 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	森忠則	企画財政課長	佐藤仁志
税務課長	日下初夫	保健福祉課長	佐藤浄
町民生活課長	安喰和子	産業観光課長	東常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作間行雄	都市建設課長	古積敏男
上下水道課長	清野博文	会計管理者兼会計課長	齋藤良一
教育長	岩城敏夫	学務課長	遠藤敏夫
生涯学習課長	佐々木利久	農業委員会事務局長	東常太郎
代表監査委員	齋藤功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐藤正司	庶務班長	牛坂昌浩
書記	佐藤義行		

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 議案第 29号 平成22年度亙理町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 30号 平成22年度亙理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 31号 平成22年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 5 議案第 32号 平成22年度亙理町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 33号 平成22年度亙理町老人保健特別会計予算
- 日程第 7 議案第 34号 平成22年度亙理町土地取得特別会計予算
- 日程第 8 議案第 35号 平成22年度亙理町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 36号 平成22年度亙理町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第10 議案第 37号 平成22年度わたり温泉鳥の海特別会計予算
- 日程第11 議案第 38号 平成22年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第 39号 平成22年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算
- 日程第13 議案第 40号 平成22年度亙理町水道事業会計予算

(以上12件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前 9時59分 開議

議長(岩佐信一君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(岩佐信一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、8番 安藤美重子議員、9番 鈴木高行議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 29号 平成22年度亙理町一般会計予算から

日程第13 議案第 40号 平成22年度亙理町水道事業会計予算まで

(以上12件一括議題)

議長（岩佐信一君） 日程第2、議案第29号 平成22年度互理町一般会計予算から日程第13、議案第40号 平成22年度互理町水道事業会計予算までの以上12件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第29号 平成22年度互理町一般会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第29号 平成22年度互理町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成22年度互理町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億700万円と定める。

これにつきましては、前年度対比で0.5%増、額にしまして4,400万円の増となったところでございます。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為。事項、期間、限度額というふうにご説明を申し上げます。

宮城県市町村共同電子申請システム負担金、企画財政課分。期間が平成23年度から26年度まで。限度額が80万6,000円。

次に、中小企業振興資金損失補償料、産業観光課。期間が23年度から32年度ま

で。限度額は預託金の10%以内。

次に、平成22年度合併浄化槽設置資金融資あっせん利子補給金、上下水道課。期間が平成23年度から平成25年度まで。限度額が4万1,000円。

次に、平成22年度合併浄化槽設置資金融資あっせんに係る損失補てん、上下水道課。期間が平成23年度から平成25年度まで。限度額が25万円でございます。

次に、第3表 地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法というふうにご説明申し上げます。

初めに、臨時財政対策債。限度額が7億円。次に、漁港修築事業債、限度額が940万円。次に、農業基盤整備事業債、限度額が2,070万円。次に、都市計画事業債、限度額が3,780万円。最後に、消防施設整備事業債、限度額が370万円。起債の合計が7億7,160万円でございます。

起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年3%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により償還年限の短縮または低利借りかえすることができる。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第30号 平成22年度亶理町国民健康保険特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第30号 平成22年度亶理町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成22年度亶理町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億529万2,000円と定める。

これにつきましては、前年度対比で9.3%の増、額にいたしまして3億3,070万3,000円の増となっております。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第31号 平成22年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算に

ついて、学務課長の説明を求めます。学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、議案第31号 平成22年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成22年度亙理町の奨学資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,508万2,000円と定める。

前年対比で申し上げますと、23.4%の減となっております。金額的には46万1,000円の減となっております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第32号 平成22年度亙理町公共下水道事業特別会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第32号 平成22年度亙理町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成22年度亙理町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億461万3,000円と定める。

対前年度比で9,543万8,000円の増、率にして5.9%の増となっております。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

では次に、17ページをお開きください。

第2表、債務負担行為。

事項、平成22年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金。期間は平成23年度

から25年度まで。限度額は20万8,000円でございます。

次に、平成22年度水洗便所改造資金融資あっせんに係る損失補てん。期間は平成23年度から25年度まで。限度額は300万円でございます。

次に、第3表、地方債。起債の目的と限度額。

公共下水道事業債 2億5,430万円。流域下水道事業債2,940万円。公共下水道資本費平準化債 2億1,500万円。流域下水道資本費平準化債2,300万円。合計で5億2,170万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第33号 平成22年度亶理町老人保健特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第33号 平成22年度亶理町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成22年度亶理町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53万9,000円と定める。

なお、前年度比にしまして55.2%の減、額にいたしまして66万3,000円の減となっております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第34号 平成22年度亶理町土地取得特別会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 議案第34号 平成22年度亶理町土地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成22年度亶理町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ521万4,000円と定めるものであります。

この予算につきましては、前年度対比で0.1%の増、額にして4,000円の増でございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第35号 平成22年度亶理町介護保険特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議案第35号 平成22年度亶理町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成22年度亶理町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億4,457万9,000円と定めるものとでございます。

比率にいたしまして、前年度対比で1.5%の増、額にいたしまして2,908万9,000円の増となっております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第36号 平成22年度亶理町介護認定審査会特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議案第36号 平成22年度亶理町介護認定審査会特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成22年度亶理町の介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ718万2,000円と定めるものとでございます。

前年度対比にしまして1.2%の減、額にいたしまして8万8,000円の減となっております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第37号 平成22年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、わたり温泉鳥の海所長の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 議案第37号 平成22年度わたり温泉鳥の海特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成22年度亶理町のわたり温泉鳥の海特別会計の予算は、次に定めるところによる。

る。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,730万1,000円と定めるものでございます。

これは前年度対比で、額といたしまして1,567万7,000円の減、率といたしまして4.0%の減の予算となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第38号 平成22年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議案第38号 平成22年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成22年度亘理町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,676万9,000円と定めるものでございます。

これにつきましては、前年度対比にしまして15.4%の増、額にいたしまして3,692万4,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第39号 平成22年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 議案第39号 平成22年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成22年度亘理町の工業用地等造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,133万1,000円と定める。

これにつきましては、前年度対比で42.0%の減、額にしまして5億6,589万4,000円の減となっております。

次に、第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第40号 平成22年度亙理町水道事業会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 議案第40号 平成22年度亙理町水道事業会計予算についてご説明いたします。

第1条、総則。

平成22年度亙理町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水戸数、1万1,100戸。

これにつきましては、前年度と同じ戸数でございます。

2号、年間総給水量、363万立方メートル。

前年度対比で33万立方メートルの増、率にいたしまして12.0%の増となっております。

3号、1日平均給水量、9,945立方メートル。

前年度対比で904立方メートルの増、率にいたしまして9.9%の増となっております。

4号、主要な建設改良事業、都市計画道路南町鹿島線外配水管布設工事外でございます。事業費予定額1億4,300万円。

前年度対比で4,000万円の増、率にいたしまして2.8%の増となっております。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款1項事業収益8億4,359万1,000円。対前年費で539万1,000円の増、率にして0.6%の増となっております。

支出。第1款事業費8億2,674万7,000円。前年対比で2,756万1,000円の減、率にして3.2%の減となっております。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,322万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億3,322万4,000円で補てんするものとする。

収入。第1款資本的収入8,408万8,000円。前年対比で151万6,000円の増、率にして1.8%の増となっております。

支出。第1款資本的支出3億1,731万2,000円。前年対比で1,746万円の減、率にして5.2%の減となっております。

では、次のページをお開きください。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。

起債の目的と限度額。亶理町水道第4次拡張事業2,000万円。亶理町水道配水管整備事業3,000万円。計5,000万円。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 以上で一括議題に係る提案理由の説明が終わりました。

これより総括質疑に入ります。

町長の平成22年度施政方針及び議案第29号から議案第40号までの当初予算について質疑を許します。

通告者は順次発言を許します。9番鈴木高行議員、登壇。

〔9番 鈴木高行君 登壇〕

9番（鈴木高行君） 鈴木高行です。

総括質疑として、私は、通告しております鳥の海のこととまちづくりのこと、点数にして4点ほど質疑させていただきます。よろしくお願いいたします。

第1問目のわたり温泉鳥の海土地建物貸付収入。このぐらいわたり温泉鳥の海のことについて一般質問、そして総括、毎回議会でこういう質疑が出るということは、やっぱり町民の方々が、わたり温泉鳥の海に対して大変関心を持っているとい

うことのあらわれだと思えます。開業以来約3年過ぎようとしておりますけれども、民間で言えば、3年たったらある程度の経営収支とかそういうものは見切りをつけると。もし、早い民間の企業であれば退散するというようなことも考えるし、いろいろなことを考えるのが民間的発想だと思えます。この場合は、公共施設として町がやったというので、なかなかそういう決断はできないと思えますけれども、その中できのうの質問の中にも、やっぱり収入をいかに確保するかというようなことが大変議題になって、いろいろ質疑されたと思えます。

私は、その中で、わたり温泉鳥の海の土地建物貸付収入について、去年の12月の議会で一般質問いたしました。不動産物件の賃貸は、通常であれば面積や使用条件、使用条件といいますと営業の目的なのか、一般住宅で対応するのか。あとは、この物件の新しい、古い、そういうものが賃貸の条件になって、使用料が決められるのが一般的な使用料の設定かなと思えます。しかし、わたり温泉鳥の海の面積を使用しているふれあい市場協同組合の賃貸料は、一般のこの条件とは違って、売り上げの3%というような形で設定しております。その答弁の中で町長は、地場産業の育成と新しい組合への協力を育成する意味で、売り上げの3%というような条件で賃貸しているんだと。しかし、その後、この条件については、今後組合と協議の上、検討したいと答弁しております。

この町長の答弁を踏まえて、今後このことについて、ふれあい市場協同組合といつだれが、組合の方々と交渉するか、出向いたか、対応したか。そして、どんな内容で協議をしたかをまず伺います。1点目です。

次、2点目。1点目の協議を踏まえて、平成22年度予算編成において、賃借料金、光熱水費の負担、人件費等の条件について、どのような検討をしたのか伺います。これで鳥の海については2つです。

次に、まちづくり協議会支援事業について。これは、平成20年あたりの施政方針から総合交付金事業を活用して、このような事業に対応していくというような文言が記してあります。そして、今回の施政方針の中では、このような協議会支援事業を立ち上げて、いろいろ協働のまちづくりをやっていきますというような文言が施政方針に載っておると思えます。

ここで、住民主体の地域づくりを推進するため地域づくり協議会を設立し、地区

計画と実施についてサポートを行う支援事業だと。こういうことで事業計画には1,785万円を予算計上しております。地域と行政の調整を図る関係事業推進とありますが、この支援事業の内容、事業費をどのようにして算出したのか。また、この支援事業を行うことによって、どのような効果を期待しているのか。それがこの事業の中の1点目です。

次に、この事業の地域協働のまちづくりは、将来にわたって継続してこそ効果があらわれると思うんですね。ずっと継続してこういう事業はですね。継続してやれば住民参加につながるし、住民主体のまちづくりにもなると。もしこれが、予算がなくなるとか、補助事業総合交付金事業の対応で何年かで途切れてしまうとか、そのような場合、これはちょっと効果が薄れてしまうであろうと。そうした場合、こういう事業を取り上げるというのは、行政としては少し無責任ではないかと私は考えるんです。端的な単年度、3年度とか2年度とかというような事業でやってしまうのであればですね。こういうときは、やっぱり住民の方々、いろいろなんでもう終わってしまうのかなというような不満もあります。このようなことについて、どのような将来的な推進計画を考えているのか。これらについて、1問、2問のうちの4点について伺います。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） それでは、鈴木議員さんのご質問にお答えいたしましたと思います。

まず初めに、わたり温泉の土地建物貸付収入の関係についてでございますけれども、ふれあい市場との協議関係と22年度の予算への反映という件でございますが、この件につきましては、議員各位もご承知のとおり、地場産業の振興及び地域経済の活性化を目的に、鳥の海ふれあい市場協同組合を温泉のオープンと同時に立ち上げ、地場産品の直売所として運営いただきまして、組合員の鋭意努力によりまして大変好評を博しておるということにつきましては、感謝しておるところでございます。

鈴木議員さん、1点だけ、開業したのが平成20年の2月6日でございますので、先般で丸2年というふうなことでございますので、3年ということではなくてまだ2年経過で今度3年目だというふうなことでご理解を賜りたいと思います。

それで、鳥の海ふれあい市場との賃借料の協議につきましては、オープン後の営業収支の動線が不鮮明であるというふうなこと等にかんがみまして、暫定的に売上額の3%を使用料としまして、ふれあい市場協同組合の運営、経営を圧迫しないように当分の間というふうなことでさせていただいております。現在は、はっきり言いまして好評ということで、一昨日の一般質問の中でも、現在のところ好評を博しておるということで売り上げも順調に伸びておって、地域経済の活性化の一助というふうなことでも貢献しておるんだというふうなことでは町長より回答申し上げましたが、そのようなことで、現在は好評であっても、もう少しやはり状況を、経緯を見きわめながら検討していくのが重要かと思われるということ等もございまして、ふれあい市場の賃借料につきましては、現在のところ増額ということではなくて、現在の3%ということでもって22年度の予算にも反映させていただいております。

なお、この賃借料の増額だけではなく、ふれあい市場の方からは、ざつくばらんに申しますとイベント等、例えば21年度の例を申し上げますとゴールデンウィーク、9月のシルバーウィーク、2月に入りまして周年祭というふうなことで実施しました。おのおの3日から5日間ほどのイベント期間を設定いたしまして、各種の行事をやらさせていただいたわけでございますけれども、当館といたしましても、当館内を利用させていただいたお客様、例えばおふろに1回入ってもらえば800円でございますが800円以上、物品の売買につきましては1,000円以上ご利用いただいた方には、はっきり申しましてダーツゲームをやっていただきました。それで、その際にお配りする商品、温泉入浴券とかいろいろあるわけでございますけれども、地場産品賞といたしまして、おのおの400点くらいを協賛いただきまして、無償で協賛いただいております。それを一般来場者の方に配布する等、そのような目に見えない部分でのご提供もされておるというふうなことで、ご理解を賜りたいというふうなことでございます。

なお、この20年度、ふれあい市場の売り上げが約2億2,000万。21年度も、恐らく今の推移を見ますとこれ以上の売り上げが見込まれるというふうなことでございます。このような地域活性化の一途をたどっておる部分につきましては、オープン前には町独自で販売所を営業するという案もございましたが、それじゃなくていろ

いろ内部で検討した結果、市場の立ち上げというふうなことで、それに伴いまして市場の方に販売所の運営をお願いするというふうなことで、そのような結果を得られることにつきましては、あくまでもこれは民の力だというふうなことで、私は感謝しておるところでございます。

それで、この関係につきましても協議につきましては、内部でもいろいろ、鈴木議員さんもおっしゃいましたとおり、貸し付けしておる面積並びに電気料、水道料等々を考慮した中で積算して決めるべきじゃないのかというふうなご提言も12月の議会でもございましたので、内部でも、やはり電気料、水道料の積算について的手法につきまして検討してございますし、また今後の組合との協議につきましても、今のところはしてございませぬので、それらを内部で詰め終わりましたら、その後正式に組合の方にご協議申し上げたいというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、2点目のまちづくり協議会支援事業について、2点についてのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

初めに冒頭でお話をさせていただきたいのは、鈴木議員さんの方から、平成20年の3月のときに、総括質疑でこの議案につきましての質問がされております。その際には、地域協働のまちづくりの組織をつくる上で、町では地域づくり総合補助金を交付する制度を検討するというふうな回答をしたところでございます。間違いなくこれにつきましては、この協働のまちづくり計画の基本指針と行動計画に掲載されて、これはあくまでも仮称ということございまして、最終的にはいろいろとまちづくり委員会等で協議した結果、ただいまから申し上げます内容で今後方向が定まりましたので、事業を実施するという内容でございます。

事業内容については、亘理町協働のまちづくり計画書にも記載されているように、地域協働のまちづくりを推進するための体制、環境整備を図るため、地域住民が主体となり、地域の実情に沿った地域自治推進するための地区まちづくり協議会を町内5地区に設立する計画でございます。吉田につきましては、東部と西部ということで、そのほかはそれぞれの地区ということで5地区でございます。

また、これらの協議会を円滑に運営するために、地区まちづくり協議会そのもの

の運営や各種事業の実施などの役割を担う事務局を設置する計画であります。この事務局は、既存の公共施設を利用しながら運営をしていただきたいというふうを考えております。例を申しますと、亘理地区であれば中央公民館の1室、逢隈地区であれば逢隈公民館、働く婦人の家の1室、荒浜であれば勤労青少年ホームの1室、吉田の西部であればコミュニティセンターというか小学校の創作センターの1室をお借りしたいと。あと東部に関しましては環境改善センターの1室をお借りさせていただきたいということで、今考えております。

今回の予算計上したまちづくり協議会支援事業委託料については、協議会設立後の事務局運営を町が支援するための経費であり、地域の実情や創意工夫に基づいた地域の求職者等の雇用機会の創出を支援するという事で、今回はふるさと雇用再生特別基金事業、これは所管が厚生労働省ですけれども、これを活用したものであります。内訳でございますが、人件費として1地区当たり、この協議会が立ち上がったときに事務局の職員ということで2名の雇用を計画していただき、人件費で年額300万円を見ております。5地区でございますから1,500万円が全体での経費でございます。そのほかに事業費ということで、事業費とか役務費、やはり電話がなくてはだめなものですから役務費とか郵便料とか、そういう経費ということで、5地区全体で195万円、1地区当たり39万円を見ております。そのほかに、一応間借りでございますけれども、事務所費ということで施設の改修費用等々で5地区で90万円、1地区当たり18万円を計上しているのが事業内容でございます。

次に2点目でございますが、事業の予算の今後の見直しについてということでございますが、要するに、今後このふるさと雇用再生特別基金というような緊急雇用がなくなった場合にどうなるかというふうなご質問だと思いますけれども、平成22年、23年度の2カ年については、先ほど申し上げた厚生労働省所管のふるさと雇用再生特別基金を活用することとしておりますが、平成24年度以降、この補助金がなくなった場合には、今のところ町としては一般財源での対応になるというふうを考えております。そういうことから、24年度以降もしっかりとした支援をしていきたいというふう考えております。

しかしながら、その時点で国や県の雇用制度を初めとする補助制度があれば、当然のことながら有効に活用してまいりたいというふう考えています。

また、平成22年度予算の執行に当たっては、母体となる協議会の設立が前提となります。設立しないことには、このお金が出ていかないということもありますので、現在、協議会の必要性や有効性などについて、各地区の行政区長さん、そして各種団体等の協議を継続的に進めており、徐々にではございますがご理解を得ているところであります。現在、4地区にまずは行政区長さんということで、75の行政区を対象にして地区ごとに説明会を2回実施いたしました。その結果、今回の4地区の中で、逢隈地区の区長会で一つの方向性が出てまいりました。ぜひ今度は全体で話し合っ、設立に向けてスタートかけてもいいんじゃないかと、理解はできたというふうなご理解もいただいております。そういうことから、今後については、協議会の設立については地区から順次、一気に5地区を全部やるということではなく、可能なところから順次支援を行いたいということで考えております。

以上で答弁といたします。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今の鳥の海の所長さんは、大変苦しい答弁ですね。私はさっき申し上げたとおり、質疑の中にいっぱい出てくることということは、町民はそのくらい関心を持っているんですよと。それで、今皆さん心配していて、歳入不足、歳入不足と言っている中で、どこかに営業努力だけではなかなか厳しいと言っている。だけれども、この地場製品の売り場の組合との中では、まだ交渉、協議もしていない。私が聞いたのは、いつ、だれがどのように対応して、その交渉した内容はどうですかと、この答えには全然答えてないのね。答えられてないということ。そういう財源不足を抱えている施設が、いろいろ手をこまねいていないで、そういうものに手を出して、どうですか、あなたのところは随分収入があるんじゃないですかと。そうしたら、本体が3億ちょっとぐらいの収入で、附属施設、本当にわずかな二百何十平米を使用している組合の収入は2億5,000万。当初の使用料からいけば約7,500万か400万の使用料を組んでいるから、約2億5,000万ぐらいの売り場の収入はあると思うんです。1億も差がないんですね。本体と売り場との収入からして。こっちに何人行っているんですか。売り場の方々には。それぐらいの人件費でこのぐらいの収入を上げていると。本体は何ですかと言われた場合、運営する会社は答えることはできないというのは当たり前だと思います。

そういうやり方ではね。

だったら、本当に最低限の必要経費、普通だったらこういうときは10%ないし15%というのはテナント料としてテナント側が払うと思うんです。条件として。それが普通だと思います。それができない理由が何かあるかわかりませんが、そういう条件で使用させるのが当たり前のこと。なおさらここが本体と近く、もう本当に1億もないくらいの収入を上げているんだから、それぐらいの収入を本体さんに出してくださいというような交渉をしても私はやぶさかではないと思います。その辺は、総支配人である副町長か町長から答弁してもらいますけれども、そういう交渉の場の必要性があるということですね。その辺は施設長ではちょっとなかなか答えにくいと思いますから、相手方との交渉をどのように今回やっていくかとか。ただ町長は、今後検討するよと12月も言っていますし、そのことは全然ここには載ってこない。質問に対しては答えていないということですね。まずそれが一つ。

その中で、やっぱり使用する側は、光熱水費ぐらいは、自分の使った分ぐらいは自分で始末するというのは当たり前のことだと思います。施設内だって、電気の回路分けさえすれば、自分の電気の回路分けで自分の使用料というのはわかるはず。回路分けするなんていうのは簡単なことです。それさえもやっていないということ。そういう努力というのは、私は必要だと思うんです。営業努力で稼ぐ稼ぐといったって、内部のことから、細かいことから幾らでも出していきたい。このようなことだったら、軒下貸して母屋とられるというような形になってきますよ。このままだと。5億の収入があって2億と3億ですよ。片や200平米そこそこで。そういう目を町民の方々は持っているということなんです。そういうものにやっぱりこたえるということも、やっぱり運営する母体は必要だと思います。管理者として、責任者として。これらについては町長の答弁をお願いします。

次に、地域づくりについて。企画財政課長が言ったけれども、その当時の課長はこう言っているんです。地域の課題を探ると。地域の課題は何だかと。子供の問題もあろう、災害時弱者もある、老人の問題もある。そういう地域の課題を探って、こういう事業を起こしていくんだと。人件費でないんだと。そういう事業に

この総合交付金を充てるんだと、ここにいますけれども課長は言っている。その辺を踏まえて回答してもらわなきゃ困る。今回のこの1,750万というのは、5つに分けた支部組織、そこの事務所と管理費。ここから何が出てくるんですかというの、その今答弁したことが。課題というのは出てくるのかと。人件費に使われて終わりかと。

私ここでもう一つ提案したいんですけど、町長に。やっぱりこの事業査定というのは、こういう形の人件費で割り振るんじゃなくて、町として大きな事業のテーマを設けると。今、よく施政方針には、最近、まちづくりは人づくり、人づくりは教育にあると、そういう文言が出てこなくなった。この文言というのは、やっぱりまちづくりをするには大変大切な文言だと思います。ここで、最後に、まちづくりは教育にありとありますけれど、人づくりは教育にありではなくて、地域教育にありとか、そういうテーマを設けて、このテーマをここの地域の協議会の課題にして地域づくりをやってくださいとか。そういう課題を町で設定する。そういう提示をして、大きな課題を3つぐらい設定して、これを目標テーマにして、地域づくりの中で地域の中をみんなでやって、支え合う地域をつくってくださいと。そういう設定をしてやってください。ただ人件費と事務局をポンとぶんどって1,750万でやれと。そういうやり方とは違うような気がするんですね。地域協働のまちづくりと言った場合は、考え方の相違かもしれませんが、町長のこれからの姿勢として、これは私の柱にするんだよと。そういうのを地域づくりの柱にして、亘理町はこういうものを、今言ったまちづくりは人づくりなんだと。地域の教育づくりはこの地域でやってくださいと。そういうことをやれば、あとは災害弱者対策をやってくださいと。そういうものをテーマにして設ければ、地域の方々は、そうだったらみんなでボランティア精神を発揮して、そういうことをやりましょうと。きのうの「クローズアップ現代」でも言っていたんですけど、人はお金を出して荷おろしをしてくださいと言ったら嫌だと。困っているから荷おろしを手伝ってくださいと言ったら、いいですよと。そういうボランティア精神というのが今芽生えてきているんです。子供たちも、人を支える仕事につきたいとか、そういう考えがあるので、ボランティアというのはやっぱり地域の社会資源として今後大切、金のかからない社会資源だから。そういうもの

を育成していくということは、やっぱり町の柱としてやるべきだと私は思うのですけれども、その辺の町長の話をお聞きしたいです。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 私の方から、手数料の件についてお話ししたいと思います。

当初、わたり温泉島の海、ふれあい市場の組合にお貸しする前、直営ということで所長もお話ししたと思います。そのときの販売額は、記憶に間違いがなければ3,400万ぐらいを計画していたと思います。その後、先ほど所長から話があったようにふれあい市場の組合に運営をお願いするという形になったわけですが、そのときの販売目標は、たしか1億四、五千じゃなかったかと思います。12%から15%くらいの間で出品者の方から手数料も取ると。それに上乘せの施設からの3%というふうな設定になっていたと思います。

実は、まず第1点申し上げますけれども、いわゆる物販業の売り上げとわたり温泉島の海が経営している売り上げとは、多少内容が違ってくるということをまずご理解いただきたいと思います。物販業というのは、当然売り上げは上がります。これといわゆるわたり温泉島の海のやっている営業との売り上げは単純に比較できないということは、まずご理解いただきたいと思います。実はそういう面で、先ほど来所長も言うておりましたが、やはり民間の力というのは非常に大きいと思います。

それともう一つは、その下地になったのは、先日やったまるとフェア、あるいはまた生き生き大賞、それぞれのイベントを亙理町として実は事業展開したわけですが、それが下地になっているというのも確かでございます。それで、現在売り上げは、先ほど所長が言いましたように、21年度の決算も出ますけれども、昨年よりは恐らく相当伸びていると思います。ただ、近々の数字を見ますと、客は伸びていますけれども、客単価は逆に下がっているかなど。これは、現在の経済情勢をやっぱり物販業ですから反映しているなど私は見えています。そういう面で、先ほど所長が言いましたように、やはり物販業であるだけに慎重に見守っていくというのが実は町の姿勢であったわけです。

しかしながら、2年を経過しました。平成21年度の島の海のふれあい市場の決算も明らかになるはずでございます。昨年場合は、想定以上に売り上げを伸ばした

ということで、先ほど所長は申し上げませんでした、150万円ほど町の方に寄附をいただいています。おかげさまで、そのうちの半分を宣伝に使っていただきましたし、あとホームページも立ち上げることができたわけであります。そういった面では、市場としても我々に配慮をしたなというふうな評価をしております。ことしの決算、いわゆる21年度の決算を見まして、先ほど議員さんおっしゃいますように、手数料の件での交渉に入りたいと思います。それから、先ほど言いましたように電気料、光熱水費、その辺の内容についても検討に近々に入りたいと、このように思っているところでございます。

それから、このわたり温泉島の海の一つの大きな波及効果でございますけれども、高野議員がそれぞれに近辺を調査した。したがって、島の海の市場が出たことによって、近隣の商店で売上げが落ちたところもあるかもしれませんけれども、これは競争の社会でございますから、より一層の努力をしていただきたい。私はそう思います。と申しますのは、ヨークベニマルにおきましても、それから生協におきましても、地場産品売り場、これを一番いい場所に最近設営しています。それだけ非常に波及効果が出ているということです。ただ残念なことに、きのう鞠子議員のご質問にもあったんですけど、亘理町には思っているほど野菜については地場産品が、いわゆる専門農家がつくる地場産品、プロがつくる野菜というのは極めて少ないです。これが残念です。ですから、現在並んでいるのは家庭菜園の延長かなという判断を私は実はしています。こういう面で、実際の農業者の方々も、せっかくですからさらに生産に励んでもらえばもっといい効果が出るだろうと。これは質問にないことですが、そういうことも申し上げて私の答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 2点目の地域協働のまちづくりでございますけれども、町長の施政方針の中にもありますように、やはり今少子高齢化の中で雇用対策が、経済不況等で非常に雇用創出が必要だということで、このまちづくり協議会についても、そういうふうなことから地域の中でこういうふうな雇用創出が図られるような事業を取り入れて事業展開するというので、これはあくまでも骨組みでございます、中身についてはまだまだ議員さんがおっしゃるように、あくまでもそれぞれ

の地域においてそれぞれの課題があるかと思います。そういうのを前回のときにもお話ししたとおり、地域ごとに課題解決をするような形でのまちづくり協議会というか地区協議会の組織を今後つくっていきたいということでございますので、地域を主体的に取り組んでいただくために町は支えていくんだということで、協議会だけではなく、現在各地区に示しているのは、まちづくり協議会交付金事業ということで、課題を解決するために地域の個性を生かしたまちづくりを推進したいということで、行政はもちろんのこと住民も主体的に一緒になって協働で取り組めるような運営、あと事業に対して町はこの人件費だけでなく、今回の場合は地域づくり事業ということで前回、行動計画にはありますけれども、今回は名称を破棄させてコミュニティ活動交付金という形で、地域の中で取り組める事業に対しても町も一体になって支援していくという内容でございますので、そういう形で少しでも地域力を高めて町が支援する制度を確立していくということでございますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 副町長が言う物販業との違いというのは、それはわかります。確かに地場産業の育成という大きな大義名分を持って町は取り組まなければならない。そのためのあそこは一つの手段だというのは、私はわかりますけれども、当初はテナント料が12%というのを考えていたという話があったのですけれども、そしてそれについても交渉に今後入ると。電気料、光熱水費についても交渉に入ると。それは当然やっていただきたいなと思います。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 10%、12%というのは、組合が出荷者から取る手数料のことです。組合の手数料です。

議長（岩佐信一君） これは再質問の訂正ですか。説明ですか。

副町長（齋藤 貞君） 聞き間違いじゃないかと思って訂正しました。そうじゃないと数字が全く違ってきますので。

議長（岩佐信一君） 了解。はい、どうぞ。

9 番（鈴木高行君） 失礼しました。出荷の分ということですね。

だけどそこには、やっぱり基準として、今言った比較にならないということだけれども、テナント料というのは通常であれば最低でも10%だと。その辺をラインに置いて今後の交渉に一応当たっていただきたいなという気もします。さっきも言ったように営業収益がもうこんなに縮まってきていると。そういう感覚から言えば、皆さん町民の目というのは、そういうところに向いているということなんですから、その辺もちゃんと念頭に置いてやっていただきたいと思います。

そこでもう一つ、鳥の海について言うんですけれども、地場産品売り場協同組合というのは何店ブースがあるかわかりませんが、組合員からどのくらいのテナント料をいただいているのか。今は町にその売上げの3%を納めているようですけれども、組合は各個人からどのくらいテナント料を取っているのか。それが一つです。あと組合員数がどのくらいいるのか。

そうした場合、もしその差が、15%のテナント料を各個人からいただいて、町には3%しかない。中の12%は組合の収益になっていると。そういう実情なのか、その辺の中身を私はちょっと知りたいのです。だから、今で言えば、光熱水費も補助、もしかして今度の緊急雇用対策の事業での人件費も補助。そうした場合、町の監査対象にもならないのかなという気もします。そこまでの補助がいくとなればですね。そういうことも考えて、やっぱり事業運営というのはやっていただきたいと思います。補助対象の、監査の対象にならないのかということ。そこも1つ。ですからその2つです。どのくらい個人からいただいて町に3%を納めている。そして組合員がどのくらいある。今度22年度の人件費の方でも出てくる。緊急雇用のやつでね。監査対象として考えるのか、考えないのかと。

あともう一つ、さっきの企画財政課長の話では、私の本当のやりたいことは町の1つのテーマを持ってこれをやってほしいなと思っていたんです。ですから町長に答弁お願いしますと言ったんです。さっきも言ったとおり、まちづくりは人づくり、そういう大きいテーマを持って、これを中心にしてこの地域協働のまちづくりを進めていく、それが支部協議会の中の頭になっていくんだと。ボランティアを育てるんだとか、そういう目玉のテーマをつくってこの事業を進めていったらば、地域の方々の参加というのはよりしやすくなるというような考えを持っているんですけど、その辺の考えをこの中に柔軟に取り入れるか取り入れないか、それを町長か

からお話ししていただきたいと思うのです。2つです。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） まず、ふれあい市場の組合員数でございますけれども、現在の数字というふうなことで報告させていただきます。正組合員が102名、賛助組合員が11名、合わせまして113名になってございます。

それから、生産者が、出品者が組合に納める手数料と申しますか、その率でございますけれども、細かくなって申しわけございませんが、これを一応朗読させていただきますと思います。

農産物及び加工品、もちろん生花も含むというふうなことでございまして、販売手数料は12.5%でございます。続きまして、水産物及び加工品は15%でございます。次に、菓子類及びその他になってございまして15%。工芸品及びその他18%。あと飲食に係る部分でございますが、ソフトクリームが50%、コーヒー、飲料等につきましては70%。それから、当館でふれあいの方に出店してございます折り詰めとか化粧水につきましては5%。あとレストランの方にいろいろ納めていただく関係につきましても5%。酒類につきましては15%というような販売手数料というふうなことで、出品者の方から組合では徴収しておるようでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 再々質問の答弁について、齋藤町長からということでございますが、今町長にも確認しましたが、今のまちづくりは人づくりということで、議員さんのおっしゃるとおりでございます。今までの行政の事業推進に関しましては、どちらかという行政主体的にやってきたということで、やはり住民のニーズにそぐわない点も若干あるというふうな反省もございまして。そういうことから、地区の協議会の設立に向けて、各地区に行ったときに区長さん方からこういうふうな質問をされました。また町では押しつけるんですかというふうなご質問がございました。そういうことではなく、地域協働のまちづくりというのは、地域が主体になるんですよ。町はそれをしっかり支援していくんですよということをご説明したら、じゃあ地区の地域課題をちゃんと吸い上げて、私たちの考えを町がそれが妥当であるということであれば支援していただけるんだらうということ、荒浜地区な

んかでは理解をいただきました。その話を逢隈地区の区長会に持っていっても、同じようなお話をいただきました。ではわかったと。じゃあ、協働でやるんだなということを確認していただいて、だったら逢隈地区では早速4月あたりに立ち上げの話し合いをしたいというようなお話がございました。

そういう中で、町の施策ができるだけ、当然ながら反映できるように、コミュニティ活動の中にはきずなプランとか安全・安心プラン、暮らし環境プラン、暮らし整備プランとか生き生きプラン、資源活用プランということで、かなりのメニュー項目で地域課題のために取り組めるような事業プランで、町がしっかり支援していきますよということを説明申し上げております。そういうことから、今のところ地区説明会で、まだ一般住民には言っていませんけれども、今後各種団体、そして住民の方に説明を図りながら協議会を立ち上げていくわけですが、そういうことで今のところ理解をいただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

9 番（鈴木高行君） 終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を行います。3番鞠子幸則議員、登壇。

〔3 番 鞠 子 幸 則 君 登壇〕

3 番（鞠子幸則君） 私は、2010年度の地方財政計画、いわゆる通称地財計画と言われているものであります。地方財政計画と町の2010年度当初予算との関係についてお伺いいたします。

2009年度、前年度の当初予算との比較で、地方交付税の振替債である臨時財政対策債、地方税、町で言えば町税、地方譲与税、一般行政経費の補助、町で言えば一般会計の扶助費、給与関係経費のうち退職手当以外、町で言えば一般会計の人件費のうち職員給、投資的経費のうち単独、町で言えば建設事業のうち単独事業につい

て、国の2010年度地方財政計画と町の2010年度当初予算との関係はどうなっているかであります。

地方財政計画は、地方交付税法第7条に歳入歳出総額の見込み額の提出及び公表の義務が規定されております。内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込み額に関する書類を作成し、国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

1. 地方団体の歳入総額の見込み額及び左各号に掲げるその内訳。イとして各税目ごとの課税標準額、利率、調定見込み額及び徴収見込み額。ロとして、使用料及び手数料。ハとして起債額。ニとして国庫支出金。ホとして雑収入。

2として地方団体の歳入総額見込み額及び左各号に掲げるその内訳。イとして歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額。ロとして、国庫支出金に基づく経費の総額。ハとして、地方債の利率及び元金償還金であります。

地方財政計画は、その意義として①地方財源の保障。②として、国民経済と地方財政との調整、③として地方行政の運営の保障ということで、地財計画は、地方の財政運営において重要な役割を果たしてきました。これからも果たすでしょう。それで、改めて新政権が誕生して初めての地方財政計画になるので、それと町の当初予算との関係について述べていただきます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） ただいま鞠子議員さんから、地方財政法の第7条に関する文言につきまして、丁寧に内容説明がございましたので、こちらの方ではその点については省略させていただきます。

まず、国の方で22年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項ということで地財計画が本年の1月22日に閣議決定されまして、県の方に1月25日に総務省自治財務局財政課長名で来たわけでございます。そういうことから本年度の予算についても、今議員さんがおっしゃるとおり、歳入の見通し、予算編成上の留意事項について、それらに基づいてどうだったかというご質問に対してのお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、国の平成22年度地方財政計画につきましては、総額で82兆1,268億円となっております。前年度対比で4,289億円、0.5%の減となったものであります。各

項目の前年度との比較につきましては、地方交付税は、地方が自由に使える財源をふやすという政策のもと、前年度対比1兆733億円、6.8%の増となっております。臨時財政対策債、市町村分は、地方の財源不足額増加のため、前年度対比で9,720億円、50.8%増となっております。地方税、市町村税分については、景気の低迷等により前年度対比で1兆1,772億円、5.7%の減となっております。地方譲与税は前年度対比で4,553億円、31.1%の増となっておりますが、一般行政経費補助は、子ども手当創設等に伴い、前年度対比で2兆1,426億円、17.4%の増となっております。給与関係経費、退職手当以外は、給与改定、職員数の減などにより、前年度対比で3,588億円、1.8%の減となっております。投資的経費の単独分でございますが、前年度対比で1兆2,125億円、15.0%の減となっております。

これに対しまして、本町における平成22年度当初予算の計上額の項目について申し上げます。今までの話については、国の予算と地方財政計画に基づいた増減と比率をお話ししました。基本的には町の予算編成についても、この計画の見通し、見込み額を参考にしながら予算編成をするというのが留意事項ということでございます。

しかしながら、本町の予算編成については、11月に関係課に予算編成方針を打ち出しまして、そして昨年12月の末から1月の下旬まで予算審査、町長査定まで行いまして編成したものでございますので、これに対して本町の計上額を項目ごとに申し上げますと、地方交付税につきましては、普通交付税が地方財政計画の伸び率及び平成21年度の確定額等を勘案し、前年度対比1億6,600万円。今回は前年度対比よりも1億6,600万円、7.9%の増となっております。しかし、特別交付税につきましては、今回は骨格予算のため6月の肉付け予算において計上する予定であるため100%の減、全体で前年度対比で1,600万円、0.7%の地方交付税については増というふうな編成内容でございます。臨時財政対策債につきましては、地方財政計画の伸び率から50.5%の増であります。地方税につきましては法人町民税が大きく減少していることから、地方財政計画ほどではないものの、全体で前年度対比で1億2,063万円、3.4%の減となっております。地方譲与税につきましては、地方財政計画上では31.1%の増となっておりますが、個別で見ますと、都道府県に対して交付される地方法人特別譲与税が、これは都道府県に交付されるわけですが、大きく

伸びている以外はすべてが減になっているということから、本町におきましても前年度対比で2,200万円、11.9%の減となったところでございます。扶助費につきましては、児童手当及び子ども手当が地方財政計画では伸び率138.1%となっておりますが、それ以上の伸びということで、本町においては147.3%増となっております。全体で前年度対比で4億941万6,000円、51.4%の増となっております。職員給与費につきましては、職員数の減など行財政改革の成果により地方財政計画以上の率となっております。前年度と比較しますと8,701万7,000円、6.3%の減となっております。投資的な経費でございますが、単独事業費につきましては、今回は骨格予算ということで、新規事業及び政策的事業等を計上していないことから、前年度対比で3億6,950万4,000円、58.4%の大幅な減となったものであります。

最後に、昨年の政権交代の影響により、例年以上に国の地方財政計画の策定がおくれたこともありましたが、本町の平成22年度の当初予算につきましては、住民生活に直結する事業、そして関係する諸経費など可能な限り計上し、町民の皆様にご安心いただける財政の健全性の両立を図ることを重点に編成したものであるとともに、骨格予算ながら全体的にはおおむね国の地方財政計画に沿った内容で編成を行ったところでございます。

以上で回答といたします。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 私が質問した理由は、地方財政計画の中での一般財源、一般財源というのは、地方交付税を中心とする一般財源が、この地財計画で実際に地方公共団体が使えるお金はどのくらいなのかと。地方公共団体である町の財政的なゆとりはどうなっているのかという観点で地方財政計画と町の予算との関係をお伺いしたわけでありまして。

それでお伺いしますけれども、私の試算では、地方交付税と臨時財政対策債、実質的な地方交付税、これは、国では3兆6,316億円の増加であります。同時に地方税と地方譲与税、合わせますと3兆2,211億円の減であります。これはどういうことを意味するかといいますと、地方交付税は地方税収、地方税収というのは、地方税と地方譲与税に対する従属編成になっていると。地方税収がふえれば地方交付税が減ると。地方税収が減れば地方交付税がふえるという関係になります。亘理町の

場合、それではどうなるかということではありますが、先ほど説明されたとおりでありますけれども、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた場合に、実質地方交付税が約2億5,100万ふえますけれども、町税と地方譲与税でおよそ1億4,200万減るという関係になっていて、若干臨時財政対策債を確保したから実質地方交付税がふえておりますけれども、いずれにしても国と同じように地方交付税と地方税収は反比例するという関係になっているということがまず第1点であります。

第2点目、一般行政経費、補助です。先ほど課長が述べたとおり、2兆1,426億円、国のベースではふえております。しかし、これは子ども手当の増加であります。亘理町で言えば、扶助費は4億9,000万ふえております。これは子ども手当でありますので、町としては使えるお金ではありません。

次に、職員給与です。国の給与経費と投資的経費、いわゆる歳出についても、地方交付税は歳出に対して従属編成になっております。どういうことかといいますと、歳出がふえればその分一般財源である地方交付税もふえると。歳出が減れば、一般財源であるその中心である地方交付税も減るという仕組みになります。そうしますと、国の給与関係経費のうち退職手当以外は3,588億円の減。投資的経費で言えば、先ほど説明されましたけれども、単独で言えば1兆2,125億円の減であります。単独の場合は、国の国庫支出金は使えません。基本的には4割が地方債で、残りの6割が一般財源。それは主に地方交付税、臨時財政対策債も含めますけれども、地方交付税であります。そうしますと、1兆2,125億円が減るということは、8,000億円一般財源が減るという仕組みになります。歳出が減る分だけ地方交付税も減るという仕組みになります。亘理町の場合、先ほど課長が説明されましたけれども、職員給与で8,700万円、単独事業で大幅に減って3億6,900万円、一般財源に換算しますと約2億2,100万円、これが減るということです。これから考えますとどういうことが言えるかというと、国の地財計画との絡みで言いますと、地方交付税が1兆1,000億円ふえた。1兆1,000億円ふえたといっても、町で使える予算はそれほどゆとりはない。地方交付税がふえても、それは税収が減った分であって、しかも歳出が減っていますから、その分一般財源、地方交付税も減る仕組みになっているということで、今度の地方財政計画に基づく町の予算の編成の段階では、町として財政的なゆとりがあるのかどうか。その点を述べてください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今、議員さんから詳しく説明いただきまして、本町の財政状況については、ゆとりはないというふうに私も感じております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今から言うことが重要なんであります。

国は、鳩山政権は、地方交付税を前年度1兆1,000億円ふやしたというふうに主張し、マスコミを通じて大宣伝を行っております。しかし、地方交付税がふえた主な要因は、別枠の加算であります。それは、地域活性化雇用等臨時特例費、これで9,850億円ふえたのであります。しかし、これはふえた分、その引きかえとして麻生内閣が編成した前年度の当初予算の上積み枠、地域雇用創出推進費5,000億円、これを削って、廃止して9,500億円をふやしたという形になっています。そうしますと、実質的にふえたといっても、4,850億円きりふえないということなんです。ですから、鳩山政権が1兆1,000億円がふえたと言っても、それは数字的には違うんだということが大事であります。同時に、ここが大事なんですけれども、地方交付税で大事なことは、2001年、平成13年、互理町の地方交付税は34億7,000万になっているんです。これは小泉内閣が発足したときであります。そこから減っていつて2004年、平成16年には23億8,900万に減りました。最高では37億円なんです。地方交付税そのものは。そして今22億ですから、もう15億円も減っているんです。ですから、本来であれば、地方交付税をふやすというのであれば、小泉内閣が構造改革、三位一体改革で減らした分、それを復元することが政府に求められていると私は思いますけれども、その点はどうか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） いろいろと議員さんの方で調査していただいたようでございますが、本町においての本年度22年度の普通交付税の見方、地財計画を踏まえた上での見方でございますが、議員さんがおっしゃるように地財計画、地方財政計画上は6.8%の伸びとなっているというふうなことでございますが、22年度は臨時的な算定項目が今回2項目ふえております。雇用対策地域資源活用臨時特例費、これが国予算で4,500億円と、もう一つが活性化推進特例費ということで5,350億円が新設

されているわけでございます。本町では、この上記2項目の影響額ということで、各費目ごとの単位費用に上乘せされるということになりますと、現在試算しているわけでございますが、1億7,000万円程度が増になるというふうな見方をしております。

以上でございます。

3 番（鞠子幸則君） 私が言ったことに答えてください。地方交付税をもとに戻すべきだという。

企画財政課長（佐藤仁志君） ぜひ、議員さん頑張ってお願いしたいと思います。

以上でございます。

3 番（鞠子幸則君） 我々自身も頑張ります。

議 長（岩佐信一君） 鞠子議員に申し上げます。

当局側に質疑ですから、周りに余り反応しないでください。

3 番（鞠子幸則君） わかりました。周りもよく聞いてください。

議 長（岩佐信一君） これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

次に、18番島田金一議員、登壇。

〔18番 島 田 金 一 君 登壇〕

18番（島田金一君） 私の質疑の前に、標題の訂正をお願いします。

「22年度予算と行財政大綱」になっていますが、これは「行政改革大綱について」です。本当に一番最初の標題が間違っていますので、ご迷惑かけております。答弁間違わないようにお願いします。

22年度予算は骨格予算と言われるが、実質90億の予算となっております。緊急雇用創出事業などが含まれたこともあると思いますが、通年の一般予算と変わらない、若干ふえているという点がうかがわれます。また、今年度は、18年度から始まった亘理町集中改革プランの最終年度であります。以上のことを踏まえて下記の質問をいたします。

（1）骨格予算とはいえ、90億の予算編成になった経緯はどのようなことが挙げられるかお答え願います。

（2）亘理町集中改革プランの最終年です。今年度予算で集中改革プランを達成するために組み入れた事項はあるのか伺います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、私の方から2点につきまして回答させていただきたいと思います。

議員さん方の方で、もし参考にできるのであれば、一般会計の予算に関する参考資料という薄い資料がございますので、これらの数字をもとに、かなり数字で回答になりますので、大変申しわけございませんけれどもそちらの方を参照しながら回答させていただきたいと思います。

それでは、第1点目の骨格予算とはということで、90億の予算編成についての経緯はどのようなことが挙げられるのかということでございます。平成22年度一般会計当初予算につきましては、町長が議会初日に施政方針の中で説明したとおり、本年5月の町長選挙を控えておりますから、骨格予算として編成したものであります。慣例的ではありますが、骨格予算であれば政策的な経費を極力控え、事務的経常経費を中心とした予算編成となるため、通常の場合、前年度当初予算と比較すると減額になることが想定されるわけでございます。しかしながら、先ほど鞠子議員さんへの答弁でもお答えしたのですけれども、22年度当初予算におきましては、前年度対比で4,400万円、0.5%の増ということで、ご質問のとおり90億700万円となっているわけでございます。それらの要因については、一般会計に関する参考資料でいきますと5ページの3の歳出予算性質別経費の状況をもとにご説明をさせていただきたいと思うわけでございます。

それでは、まず初めに、減額となっている主な内容について説明申し上げますと、人件費、補助費など。あと普通建設事業となっているわけでございます。人件費については、行財政改革に基づく人件費の削減により、職員給というのが人件費の下のところにありますけれども、職員給については8,701万7,000円、6.3%の減となっております。また、補助費等については、主に一部事務組合に対する負担金の減となっており、全体で前年度対比1億2,195万4,000円、8.6%の減となっております。さらに、普通建設事業費については、5月に町長選挙を控える骨格予算であることや、前年度に中央児童センター建設事業など大型事業があったことから、前年度対比5億225万5,000円、55.2%の大幅な減となっているところであります。

一方、増加しているものは、扶助費、物件費、繰出金、公債費となっております。昨年の政権交代により、新政権の国策であります子ども手当支給経費や緊急雇用創出事業を計上したことなどから、扶助費が前年度対比で4億941万6,000円、51.4%の増、物件費が、前年度対比1億1,851万2,000円、8.0%の増になっていることに加え、準事務的経費である繰出金において、国民健康保険特別会計への大幅な繰り出しの増加などにより、繰出金全体で前年度対比1億8,183万8,000円、15.5%の増となっております。また、公債費においても、全額地方交付税で措置されますが、平成18年度に借り入れた臨時財政対策債の元利償還金2,404万5,000円が新たに加わったことなどから、公債費全体で前年度対比1,171万2,000円、1.3%の増となったものであります。

以上のことから、平成22年度当初予算につきましては、政策的な経費を抑え、主に継続事業や経常経費を中心とした骨格予算を編成したところであります。ただいま申し上げたような子ども手当、緊急雇用創出事業、公債費、繰出金といった当初予算に組みざるを得ない事務的な経費が大幅に増加していることから、前年度当初予算を0.5%超えた総額90億700万円の予算編成になったものであります。それらの要因を除きますと、予算規模は前年度対比で6億7,000万円の減、82億9,314万6,000円、率にして7.4%の減となるものであります。なお、事務的経費については大幅に伸びておりますが、今回増加したものの中で子ども手当、緊急雇用創出事業、臨時財政対策債の償還に係る経費の増加分に対する財源につきましては、すべて国庫支出金または地方交付税の事業費補正で補てんされているため、繰出金以外の一般財源対応分はないことを申し添えさせていただきたいと思っております。

2点目に入りますけど、ちょっと質問を私も聞き忘れたような気がするんですけど、亘理町集中改革プランの最終年ですと。本年度の予算で集中改革プランを達成するため取り組まれた事項はあるのかというふうなご質問に対して回答させていただきます。

亘理町行政改革大綱並びに亘理町集中改革プランは、平成18年度から平成22年度を計画期間としておりまして、広報紙やホームページにおいて途中経過をお知らせしております。全項目で221項目ありますが、達成、継続実施、実施済みについては、昨年度末時点において75%以上の、順調に推移しているというところでござい

ます。平成22年度において新たに取り入れた事項はありませんが、これまでの検討、協議、作業中の事項や、平成22年度以降実施予定、実施可否の検討、その他の事項について、引き続き検討または実施する予定としております。

平成22年度予算関連では、第1章に町民と築く地域協働のまちづくりにおいて、コミュニティ組織の充実強化、住民参加システムとかまちづくり支援事業委託料、企画提案制度としてまちづくり事業補助金を計上しております。また、小中学校の生徒や児童を対象とした町長さんいらっしやい事業を平成21年度に実施し、22年度も継続して実施する予定であります。あと民間委託等の推進では予算計上はありませんが、集会所等の地域団体等への貸与、譲渡として、老人憩いの家は今回の議会で議決をいただきまして2カ所を行政区へ無償譲渡したところでございます。そういうことから経費の削減を図ると。

そういうふうなことでの財政効果では、税の滞納整理を県の滞納機構との共同処理または競売の実施、今はインターネット競売も実施しております。そういうことから引き続き実施していきたいというふうに考えております。

以上で回答といたします。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今の予算の方、90億の編成ですが、実質83億円近くという形で、そのくらいしか普通の予算であると使えなかったという形でございます。確かに子ども手当、緊急雇用、国保の関係で、大体6億から7億近くなっていますので、このくらいふえたのはわかります。

次の2番になっておりますが、集中改革プランの中で何点かお聞きします。

今でも継続しているものとかいろいろあるんでしょうけれども、一応目標項目としては10項目あるということになっております。その中で今マイナスの実績があるということがあります職員の定数管理の適正化ということが一つ挙げられております。この計画でいきますと、18年から22年まで、年度によって退職者と採用者、以前にも質問しましたが、採用者は18年度は10人、19年度4人、20年度4人、21年度10人、22年度8人、計36人。あと退職者が18年度12人、19年度5人、20年度8人、21年度14人、22年度11人で計50人。そして、達成年度である22年度には職員数18年度比14名というふうな計画が述べられております。その中で私もちよっと残念だと

思うのは、この18年から19年、20年という形で、20年は若干ありましたが、21年、22年と採用がふえております。この実質採用人数、22年度はまだ採用という形で発表しているのかどうかそれはわかりませんが、その数と退職者が、私の観測ではちょっとふえているのかなど。このマイナス人件費の要因もそこから生まれているのかと思いますので、その説明をまず1点お願いします。

あともう一つ。組織機構の見直しという項目がございます。もちろん役場機構の見直しが大きいものですが、私が前にも指摘したのは、審議会、委員会の見直しでございます。教育委員関係の組織機構見直しは随分進んでいるように聞きますが、町長部局の方の審議委員会、審議会、委員会の数は相当多いと思います。同じ人が委員、審議委員になっているケースも数多く見られると思いますが、この22年度あたりではそういうふうな町長部局の方の審議委員会、委員会、必要だから置くのだと思いますが、統合とか見直しをかけるのかどうか2つ目の質問になります。

もう一つは、推進方法という形で、22年度まで新たな行政改革に向けて取り組んでいるスケジュールを示しております。実施から費用対効果の検証、そして評価をするという形になりますが、それに今行政評価システムを取り入れてやっておるとい形になっております。一番は町民参加による検討組織ということで、これは昭和62年から亘理町行政改革推進審議会が16名でなっておりますが、それが今、今年度予算にも10名で載っております。それで、行政改革の見直しに関することの実施、そういうふうな会議が持たれてどういう効果が生まれているのか。あと22年度はどういうことをやりたいのか。その点を3点質問いたします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 1点目の定員管理の関係でございますけれども、定員の適正化計画に基づいてやっておりますけれども、実績としては、恐らく計画よりも、実績といたしますか、それを削減することだけが実績ではないですけれども、ある程度達成されてきていると思います。ただ、その原因としましては、機構改革による組織の見直し等もございまして、その影響も当然あるわけですが、ここにきて落ちついておりますので、現有分の補充が今後は採用の基準となってくるのかなど。要するにそれ以上の定員を削減していくのは、なかなか難しい状況になってくるのかなというふうに現在は考えております。

以上です。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 第2点目の組織機構の見直しの中での審議会、委員会の見直しについてでございますが、教育委員会の方は大分改革したということですが、当局側が少ないということでございますが、当局側の方で抱えている、一般会計の方で抱えている部分については、主に法令に基づく審議会等が多いものですから、なかなか削減ができないというようなことで、できるだけ委員会を新たにつくるのではなく、今再質問の中で島田議員さんがおっしゃるように、例えば行政評価の外部委員会を、本来ならば外部評価をしていただくために内部評価のほかに外部評価委員会というのをつくるというのを他町村ではやっております。そういうのをやっぱり行革の一環で、亘理町では行政改革推進審議会での行政評価の外部評価を行っていただいたということで、20年度に2回実施させていただいているところでございます。そういうことから、できるだけそういうふうな行政改革大綱にあるような内容で今後も努力をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

あと22年度の取り組みになりますけれども、当然ながら今回の事業評価については、順調に毎年行政評価をやってきております。そしてこの集中改革プランも今年度が最終年度ということでございますので、第4次総合発展計画の後期基本計画に基づいてこの行政改革大綱についても今後5年の計画を定めて、それらの見直しをするために審議会を開催して、広く推進に当たっての町民の意見を反映させるために委員会を開催したいということで予算等の計上をしております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 定数管理のことが今総務課長の方から出ましたが、もし数字が挙げられるんだったら20年あたりから、あとことしの予定、22年度の採用まで発表できるのであれば何名と。あと退職者の数と、今言った最終年度22年度では、大体何名ぐらいの、予測ですけど、そのくらいが出るのか。もし出ないんだったら21年度で結構でございますが。そういう数が出ればお願いします。

あともう一つは、審議会、委員会、今企画課長から回答が出ましたが、法令的な

ものもあるということをお聞きするのですが、いろいろな組織の委員会、きのうあたりも一般質問で話題に出ましたが、私たちから初め、名簿とか何かというのを見ても、本当に学識経験者で、私から見てはちょっと失礼なんですけれども、本当にこの人たちでいいのかというふうな方も含まれておりますし、そういうふうな専門的な知識を果たして持っているのかというふうな、委員を選ぶときいろいろな項目を評価するような、人物評価というのは確かになかなか難しいと思いますが、その事業を執行するための審議会、委員会だと思いますので、その点あたりを考慮して人選すべきだと思います。

あともう一つは、しょうがないというところもありますが、同じ人が重複して委員になっている。それは法的には仕方がないという形もありますが、いろいろな団体の中で必ず会長さんがやるんじゃないかと、部会の委員長さんなりがその専門部会に適していれば、推薦をもらって委員を兼ねるというふうな形も1つは参考になると思います。その点、回答をお願いします。

あともう一つ、亘理町行政改革推進審議会。これは大変重要な場所だと思います。10名で一生懸命やっているんでしょうが、やっぱり計画、実施、検証、一番最後は見直しという形で、行政評価という形でしっかり見直してもらっていると思いますが、今組織を一回大改革でつくりました。町民からもいろいろな指摘が出ていると思います。余り仕事が固まった課もあるんじゃないかと。1つ例を言えば、保健福祉課とか産業観光課とか、そういう形では随分仕事が固まっている課もあるので、分課という形も一つは考えられるんじゃないかなと私は思っておりますが、そういうことも含めて見直しするという考えはいかがでしょうか。

以上2つをお願いします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 21年度の関係ですけれども、21年度は16名ほど退職。中間でやめている方もおりますので、そういうふうになっております。それから、採用については10名の採用というふうになります。平成22年度につきましては、計画では11名の退職予定でございます。ただ、勸奨退職なんかも含めるとまた多くなるかもしれませんけれども、一応予定では11名です。それと採用でございますけれども、先ほど申し上げましたように、機構が変わるとか、例えば派遣の状態が変わる。派遣が

必要なくなる場合あるいは派遣をしなければならない場合が当然出てきます。それから、特別な配置です。例えば企業誘致等臨時的なものが出た場合、これもまた違う配置をしなければならない。そういうことも考えられますけれども、そういうものを抜きにしても、やはり十一、二名ぐらいの退職であれば、やはり10名ぐらいの採用はきちんとしていかないと仕事には難しいのかなというふうに現在のところは思っております。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは2点目の質問でございますが、審議会委員の選出に対しての専門的な知識のある方をちゃんと把握してやっていただきたいということでございますが、これについては、それぞれの審議会なり委員会での選出区分というのを設けておるのが大半でございますから、そういうことで、議員さんのおっしゃるように、適任な方を今後も留意して選考をさせていただきたいというふうに考えております。そのほかに、人選の中で重複とか、同じ人がかけ持ち的になるということもございますので、いろいろな審議会、委員会でもできるだけ、例えば団体長ということでなく、団体の場合は団体の代表者になっていただくということで、できるだけいろいろな形で町民の方々がいろいろな委員会にかかわっていただきたいということで、十分そういう面では配慮をさせていただいているところでございます。

最近、私どもの方で第4次の総合発展計画審議会の委員の選考について、条例上は60名以内というふうになっております。やはりこれも行革の一環でございますから、60名じゃなく5名を減らして55名ということで委員を委嘱させていただきました。その中には、やはり広く町民の方から意見を聞くということで、55人中15名を住民代表ということで一般公募をさせていただいて、22名の方の申し込みがございました。その中から十分選考させていただいて、例えばダブっている方とか、団体からの名前等があった方についてはご協力をいただいて、15名に協力をもらっております。そういう形で、特に団体に関しては、会長じゃなく団体の中から代表1名をお願いしたいということでやらせていただいて、議員さんがおっしゃるとおりの内容で今進めているところでございます。

3点目の組織機構の見直しでの、要するに平成18年の10月に25課あったものを18

課に組織のスリム化をしたわけでございます。窓口一元化ということで。そういうことから、今度の22年度に、今後の5年間の行財政改革集中改革プランを策定する際、そういうふうな役場内の組織機構の見直しも十分検討させていただきながら、住民のサービスにつながるような形で見直しを検討させていただきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の方からは以上です。

議長（岩佐信一君） これをもって島田金一議員の質疑を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午後0時05分 休憩

午後0時58分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、町長から発言の申し出がござひます。許可いたします。町長。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） 一言お話をさせていただきます。

昨日の高野孝一議員からの一般質問の中の退職金の還元方法の質問の中で、2回目以降のご質問をいただくままに、今考えられる内容について誠実にお答えいたしました次第であります。

しかし、考えてみますと、今公職にあり、さらに5月に町長選挙を控えていることを考慮しますと、公職選挙法に抵触することも考えられますので、2回以降の回答は取り消しさせていただくよう発言をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） ただいまの町長の意を酌みまして、その件に関しては了解いたしました。

議長（岩佐信一君） 午前に引き続き総括質疑を行います。6番高野孝一議員、登壇。

〔6番 高野孝一君 登壇〕

6番（高野孝一君） 私は3つの項目で質問いたします。

まず初めに学校給食について、滞納者への対応はということです。

昨今、新聞等でも取り上げられておりますけれども、滞納者が大変ふえておりま

して、教育現場での先生の子供たちに対する教育の時間が大変少なくなっているのが現状だと思います。

そこで、まず1つ目なんですけれども、実態を把握するために19年度、20年度、21年度、まだ21年度は途中でなんですけれども、わかる範囲で結構ですので、町内の小中学校の合計の数で結構です。滞納者数と滞納金額、それと滞納者への集金方法、滞納する理由の4点をお願いいたします。

次に、2番目の亘理小学校西校庭が芝生化されて、名称は亘理運動場となりますけれども、その主体となる管理者と利用者についてお伺いいたします。新年度になり、6月から利用可能となるわけなんですけれども、21年6月30日の臨時議会で、亘理小学校西校庭の芝生化の説明がございました。管理については、サッカー協会の方々とか、大人の方でサッカーをやっている方にボランティア的な考え方をお願いしたいというふうな説明を受けました。また、そのグラウンドキーパーもということでもございましたけれども、その辺の手入れと、またグラウンドキーパーでその世話をする方たちが決まったかどうかということと、小学校、中学校関係で、関係する、減免する対象者、団体等を具体的に挙げていただきたいと思います。

3つ目、中央児童センター及び鳥の海温泉に設置された太陽光パネルのPR効果はということで、公共施設へ設置して町の将来の環境への位置づけはということで質問いたします。町長の施政方針でPR効果の高い公共施設2カ所に設置し、地球温暖化防止策を講じるとおっしゃられておりました。それでPRをしてどうするのか。補助金があるから設置してくださいというだけなのか。やはり政府の政策もございませぬけれども、町として将来を見据えた環境の位置づけが必要だと思いますので、その辺の3つについてご答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは第1点目の学校給食の滞納関係についてお答えいたします。全体的な滞納関係のお答えということで、いろいろ考えてきたわけなんですけれども、ご質問の内容が詳しく出ましたので、それに沿ってお答えさせていただきます。

初めに、滞納者の数と金額だったやに聞きました。それで、わかる範囲でお答え申し上げます。18年度から申し上げます。亘理小学校では金額292万9,000円。端数

は切らせていただきます。未納がございます。同じ18年度で未納があったのが、長瀨小学校の11万8,065円でございます。次に中学校、亙理中学校114万1,000円ほどでございます。荒浜中学校13万1,668円でございます。逢隈中学校が39万6,000円でございます。ほかの学校は未納がなかったということでございます。ただ、人数につきましては、大変恐縮ですが、学校で、例えば小学校6年生で未納があった。そして中学校へ行く。中学校でもまた未納になるといって、カウントするとなると2人というようなカウントになってしまうわけでございます。そういったことから、人数把握はこの辺はしておりませんので、ご理解をいただきたい。後で最後に、直近の人数を申し上げますのでご理解を賜りたいと思います。

次に19年度。累計になりますので、その内容で申し上げます。亙理小学校380万8,000円。荒浜小学校3万5,000円。長瀨小学校5万8,000円。亙理中学校121万8,000円。荒浜中学校13万6,000円。逢隈中学校65万3,000円となっております。

次が平成20年度。累計です。亙理小学校393万1,000円。荒浜小学校3万5,000円。長瀨小学校5万6,000円。亙理中学校157万2,000円。荒浜中学校17万1,000円。逢隈中学校ちょうど100万飛び端数がついております。以上が滞納の累計額でございます。

そして、直近の未納者人数を調べたのがございまして、22年1月で調べさせまして、その人数を申し上げますと、あくまでもこれは延べ人数という考え方でとらえていただきたいと思います。亙理小学校では56名。荒浜小学校1名。長瀨小学校2名。亙理中学校69名。荒浜中学校4名。逢隈中学校24名。合計156名と把握しております。

また、昨年度新たに未納が発生した人数もつかんでおります。20年度から21年度に変わった際の未納人数。これは新たな分の人数でございます。亙理小学校では16名。亙理中学校では22名。荒浜中学校では2名。逢隈中学校では14名。合計54名分がこの年に新たにふえた分というふうにとらえております。ただし、これも21年度で解消した人数も結構ございますので、一概にこの人数だけとは言えませんが、ご報告だけさせていただきます。

次に、集金方法を申し上げます。集金方法では2種類が主でございます。まず一つは、当然口座引き落としということが大半でございます。ただ、このほかとし

て、PTAの方が代表となって地域を回ったり、当番性をとったりして集めているところもございます。要するに集金制ですね。これが3カ所ございます。申し上げます。逢隈小学校、高屋小学校、吉田中学校、この3つが役員さん、もしくは当番制で集金しているという形になっております。そのほかはすべて口座引き落としとなっております。以上が集金方法です。

最後に理由ですけれども、なぜこのくらいの未納があるのかということだと思いますけれども、私どもでいろいろと学校の方にも調査に入って調べましたけれども、皆さんもご存じのとおり、要保護、準要保護、さらには特別支援児童となれば、当然学校給食費も町の方の負担で援助するという形になっております。ただ、その範囲から外れたぎりぎりラインの世帯、この方々が結構多いということです。その方々の未納が結構ある。そして、その方々の中でも、やはり子供さんが1人だけじゃない。例えば6年生、3年生、1年生とか、3人もいるとか、そういったところもございます。そういったところが特にこの滞納額の額を押し上げているというふうに私は分析しております。

要するにこれからの滞納整理というような形になるかと思っておりますけれども、現実として今私どもで動いているのは、皆さんもご存じのとおり、各学校が時数的に大変苦しい中で先生が動いております。そして、滞納整理にもご協力いただいております。ただし、限界があるのではないかと私も見ております。ただ、そうやって投げておくわけにいかないの、私どもの方で動こうということから、各校長にはある程度の悪質なものをピックアップして私に出してくれということをご指導していただき、いただいたことがございます。ところが、これが大変な問題がございまして、この未納者の個票がないんですね。皆さんご存じのとおり個票というのは、税でもそうでしょうけれども、一人一人の未納額とそこに携わる催促、督促、さらには交渉された約束事、そういったものが記入されて個票ができるわけです。ところが、先生方がこういった状況ですので個票ができてなかった。そのために、暫時やむなく私は歩くのをやめたわけでございます。というのは、なぜ申し上げるかというと、この方との協議の中で、例えば前の先生が1年待ちますよとお約束したとする。それが書かれていないで、例えば私が行って催促したとする。大変な問題になるんじゃないかというふうに思っています。そういったことから、今現在は各学校

には大至急個票をつくってほしいということで指導し、この間の校長会でもお願いをして、教育長からも言っていただきまして、今その作業をしているところでございます。そしてそれができましたら、奨学資金と同様になるべく早くに私どもが歩きたいと考えております。以上でございます。

6 番（高野孝一君） 済みません。ちょっと私の質問に答えてなかったんですけど、基本の集金じゃなくて、未納した方の集金は、口座引き落としとかと多分違うと思うんですね。

議 長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 済みませんでした。もう1点詳しく説明しませんでした。

未納した方の集金ですが、基本的には担任の先生が声かけをしながら、学校に持ってきていただくというのが筋でございます。ただし、なかなかそれができない。そういったことから電話督促をやったりして、最終的には、教頭が中心となって家庭訪問、そして約束日にお金をちょうだいするというような形になっているかと思えます。

以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 亘理運動場について4点ほどご質問があったかと思えます。

初めに、主体となる管理者でございますが、教育委員会生涯学習課が管理全般を見ていくということになるかと思えます。主な管理作業といたしましては、芝刈りが年間50回程度と見ております。それにつきましては、生涯学習課が中心となって行いまして、芝の散水作業、芝生の補強、要するに穴があいたところを埋め戻すとか、除草作業、要するにトラクターに載るだけでございませぬので、芝を刈った草をトラックに積みおろすという作業がございますのでその補助、これらについては、亘理町サッカー協会の方に補助をお願いするというか、管理をお願いするという形で今話し合いを進めさせていただいております。そういうことで、生涯学習課と亘理町サッカー協会が連携をとりながら芝の管理を行っていくという形でいろいろと協議をさせていただき、そのように進めさせていただければと思っております。また、芝生の補修、除草等について、手が回らないようなときがあった場合

については、そこを利用している団体に呼びかけまして、協力をお願いするというところも考えております。

なお、専門的な作業がございます。初めにエアレーションと言いまして、小刻みな穴をあける作業がございます。要するに芝の根、茎に空気を入れる作業ということでございます。そういう機材を活用しながらやる作業とか、それから殺虫剤、要するに今回の芝を植えた場合、堆肥をまいてございます。といいますと、それを好む虫、特にコガネムシなんですが、これが発生するということから、コガネムシが発生しますと芝生の根がやられるということで、どうしても殺虫剤をまかざるを得ないということがございます。濃度の問題、散布の問題、近くに児童センターもあることですから、そういう作業については、専門的な業者をお願いせざるを得ないのかなと思っております。それと、そのまま芝を捨て置くわけにはいきません。やはり肥料をまいたりとか、その時々芝の管理が必要となります。そういうところにつきましては、専門的な業者に委託するという形で管理をお願いする予定でございます。

次に、利用者でございますが、スポーツ少年団であるサッカー、ラグビー、それと高齢者を中心としたグラウンドゴルフの愛好者の方々が一番多く使うのかなというふうに見ております。さらに一般のサッカーの愛好者、ラグビーの愛好者なり、お隣の北側でございます中央児童センターに通園してまいる児童生徒並びに亘理小学校につきましては、校庭も手狭なことから、体育授業なり、昼休みの時間帯の利用ということも考えておるわけでございます。

それと、芝生につきましては、確かにグラウンドキーパーという手入れを行う方が必要かと思えます。この芝につきましても、特殊な形でつくるわけでございますので、そういうふうな専門的に見れる者をこれから育てていくという形になろうかと思っております。ということで、生涯学習課並びにサッカー協会携わる者の中からグラウンドキーパーを育成してまいりたいと思えます。

最後に、減免する団体ということでございますが、小中学校を中心とした公的機関、要するに役場も含まれますけれども、隣の中央児童センターも含まれるという形になりますが、そういう方については無料、減免という措置がとられます。それと、町が育成しております社会体育の愛好者というかグループということでスポー

ツ少年団並びに体育協会加盟団体。ただし、これは日常的な形で使うものでなく、大会、教室ということで、一般の方に知らしめているというか、その協会の団体が自分のところの目的を達成されるときに使う、要するに一般の団体として活用するようときには減免の対象になりませんが、大会とか教室とか、そういう形で自分たちのスポーツを広く推進するということについては減免するという形になっております。それから、町長が特に認める者ということで、町に対してこういう使い方をしたいんですがどうですかというふうに言われたときについては、町長と協議しながら、減免するかどうかを判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） それでは3つ目のご質問にお答えいたします。

町は第4次互理町総合発展計画に基づき各種の事業を展開しておりますが、この計画の環境施策の中で、資源循環型社会づくりの推進の一環として、太陽光等の新エネルギーの利活用を検討することにしております。また、平成20年度に制定されました互理町環境基本条例において、その中でも町は環境負荷の低減を図るための措置を図るよう定めております。これらの方針や規定に基づき、町では太陽光発電システムの普及を促進するため、平成21年度に町内の住宅や事業所などにこれらの設置に対する補助事業を実施しておりますが、広く町民の方々に太陽光発電システムの啓発を図るためのモデルケースとして、多くの方が訪れ、最も啓発効果が高いと思われるわたり温泉鳥の海への導入を実施いたしました。また、互理町中央児童センターへの設置については、互理町環境基本条例において、町の施設の新設に当たり、エネルギーの有効利用に努めることが定められていることと、注目度の高い新しい施設で啓発効果が期待できることから、太陽光発電システムの導入を図ったものであります。

これらの町の施設における太陽光発電システムの導入は、普及促進のためのPRとしてだけではなくて、環境負荷の軽減に配慮した町の方針として、みずからも新エネルギーの導入を実施いたしました。

現在、町では、さきに制定されております互理町環境基本条例に基づき、今後の町の環境施策の指針となる互理町環境基本計画を策定しているところでございます

が、この基本計画の中に、環境への負荷の少ない地球に優しい町というのを基本方針の1つに掲げておりました、その取り組みの1つとして、町施設が率先して新エネルギーと省エネルギーの設備の推進を図るものであります。

以上で回答といたします。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 給食費のことです。

先ほどのお答えの中で、なかなか回収し切れない家庭の状況を説明していただきました。生活がぎりぎりとか、子供がいっぱいいてできないとかというふうな説明なんですけれども、その基準というのは特に何か明記されているのかが1つ。

それと、18年度から滞納者がいます。単年度ではなくて複数年度で徴収、回収はしていると思うんですけれども、やはりどうしても回収できないというのがあると思います。それが18年度から直近の21年度のぎりぎりまで結構ですので、トータルでその金額が、まだ回収し切れない金額が18年度から幾らあるか。これを教えてください。

次、亘理運動場です。

その芝生化になるという説明が去年の6月にあったわけなんですけれども、それから実際9カ月が過ぎています。過ぎていて、まだその協会の方とお話ししている、まだ決まらない。9カ月もあって決まらなと。これは多分お互いの意見がある部分で平行線なのかなというふうに私は考えるのです。例えばサッカー協会は、最初から人工芝という話での話だったと思うんです。ところがこれは天然芝というふうな、多分そういうふうな部分で平行線をたどっているのかなというふうに思います。その辺の理由をお聞きします。

3つ目の太陽光パネルなんですけれども、確かに環境基本条例、基本計画の中に、町として環境に向け、温室効果ガスを抑制するとかいろいろ言っていますけれども、それはわかるんです。わかって、ではどこまで持っていくのかという話を聞きたいのです。例えば、亘理町の方針で、目的がありますよと。それで補助金をつけますよと。じゃあ補助金をずっと何でもつけるのか。ではなくて、ある程度目標を立てて、目標になったらそれはもう達成なので、これに関してはやめますみたい

な、そういう目標を掲げないと、ただ単なる補助金があるからつけます。今世の中の流れで環境に関心がありますから太陽光パネルをPRしますといったのでは、私はだめなのかなと思います。その辺をもう一回お聞きします。以上です。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは第1点目の基準、どのような形なのかということですが、すけれども、特に基準というのはございません。ただ、学校の先生が、常に子供さんと接し、家庭訪問にも行って、いろいろと状態を見ております。そういった状況の中ですので、それを基準として学校の先生の判断の中で私の方に報告をいただいております。

2点目の未納の額ですけれども、平成10年から平成20年までの累計の額で申し上げます。677万円となっております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 私どもの方に質問されました亘理町サッカー協会との取り決め事でございますが、要望されている人工芝と今回の天然芝につきましては、ご了解をいただいているという形で今私どもの方も承知してございます。ただ、なかなかお互いの決まり事が進まないといえますのは、サッカー協会としてもNPOとして立ち上げるかどうかというところの検討もされているようでございます。ということで、こちらとしても、契約先がNPOなのか、ただ単なる協会なのかという点もございまして、その点での煮詰めがまだされていないというところから協議中ということでのお話でございます。お互いほぼ中身的にはもう決まっておりますが、そういう相手先の問題もあるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 補助がいつまで続くかということですが、それは当分の間ということにさせていただきたいと思います。

それから、町が事業として、今地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる地球温暖化対策法というのがあるのですけれども、町が事業所として、亘理町役場が事業所とする地球温暖化対策の実行計画をつくらなくてはいけなくなってきており

ます。それで、今亙理町環境基本計画と並行しながらこの実行計画もつくっているのですが、町としてもエネルギーを削減し、CO<sub>2</sub>の削減を推進するために、太陽光等の新エネルギーを持ってきて、電気料等の削減を図らなくちゃいけないということになっておりますので、それに対しても町の方の施設の方に太陽光発電の設置をするようになっていくと思われまますので、そのことをご了解いただきたいと思ひます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） まず給食の方です。

年間予算が1億5,500万とか、そういう中で子供たちの給食の材料を購入して、子供たちにつくっているわけですけども、その中からいけば677万は大した金額ではないですけども、当然この部分は欠けているわけですよ。それで、この欠けた部分は当然どこかで補てんしなくちゃいけない部分だと思ひます。その辺はどういうふうな処理をしているのか。

あと芝生の方ですけども、当然、具体的にメンテナンス関係の相手先がわかったと。そうした場合、22年度の中で亙理運動場に関して予算をどれくらい計上しているのかお聞きします。

それと、太陽光パネルなんですけれども、例えば政府で申し上げると、2020年まで1990年をレベルにして25%削減と言っているんですよ。それに右倣えしてやるのか。やるとすれば、太陽光パネルでは当然できないはずなんです。ほかにも削減する方法はいっぱいあります。例えば車もそうですし、ほかにもいっぱいあると思ひますよ。それを見据えてやるのかどうか。その辺を私は聞きたかったんですけども、何でもそうですけれども、やる目的、目標というのはやっぱり掲げなくちゃいけないと思ひます。その場合はあくまでも数字があれば数字というふうに設定してやるのに、あくまでも目標つくったときに太陽光パネルだったらCO<sub>2</sub>がこのくらい削減できる。車のエコカーだったらこのくらい。そういうものをやはりきちんと計画を立てて予算化するべきじゃないのかなというふうに思ひます。お答え願ひます。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、第1点目の600万の未納の分の補てんはどうしている

のかという話ですけれども、これにつきましては、議員さんもお存じのとおり、町の方では毎年リクエスト献立とか、さまざまな献立のために500万ほどの予算をつけております。要するに前にも私答えたと思うのですが、こういった金額、そういったものも総合的に1年間を通してはじき出して調整をとっているというふうにご理解いただきたいと思います。なおかつ、給食センターの方でも食材を入れる際、品物をよく選定し、金額に見合ったものを選んで出しているという状況で考えていただければと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 芝の管理費等でございますが、予算書におきましては234ページの方にお示しさせていただいておりますが、その中におきまして委託料としてサッカー協会へお茶飲み代という形の中で1カ所月2万円掛ける12カ月分24万。ですから、鳥の海も管理していただくということで倍の予算はつけさせていただいております。それと、殺虫剤散布等々で、その中に委託料ということで、両方合わせて申しわけないのですが、半分と思ってもらえばよろしいのですが、400万から48万を引いた352万の約半分ほどが亶理運動場で委託業者の方にお支払いする額になるかと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 京都議定書では、COP15では、CO<sub>2</sub>削減6%を目標にしておりますので、亶理町の実行計画においても6%削減を目標として策定しておりますので、それに向けて努力したいと思っております。

それから、当分の間、クリーンエネルギーの方ではなくて太陽光発電の方だけの補助を、できれば補助を進めていきたいと思っております。

以上です。

6番（高野孝一君） 終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって高野孝一議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第29号から議案第40号までの12件については、本町議会

の先例により、議長を除く19人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第40号までの12件については、議長を除く19人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を願います。委員会の招集場所は、議員控え室においてお願いいたします。

再開はベルをもってお知らせいたします。

午後1時34分 休憩

午後1時39分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に熊田芳子議員、副委員長に島田金一議員、以上のとおり選任されました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第29号から議案第40号までの12件については、会議規則第43条の規定により、3月17日までに審査を終えるよう期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第40号までの12件については、3月17日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

あす3月12日からは、予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時41分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 安藤 美重子

署名議員 鈴木 高行